

## 第3号議案 会則一部改定の件

### 会則改定の提案

#### 1.(財源)第9条

平成21年度の総会に於いて、館側から「会計報告」と「会計予算」の書類で、「受託金と講座委託料」の表記を訂正して欲しいと要望があった。  
この「受託金」および「委託金」は、会則の(財源)9条で使われている。

そこで、現状の9条を

第9条 本会の運営に關わる経費については、講座受託金で賄う。但し必要なときは、会費として徴収することができる。  
会員に講座委託金より、活動補助費の一端として支払い可能な決算ができた場合、支給対象会員は次の要件を満たすものとする。  
イ) 当年度の総会日当日在籍する会員。ただし前年度から引き続き休会している会員を除く。

次のように改正する。

第9条 本会の運営に關わる経費については、**活動収入**で賄う。但し必要なときは、会費として徴収することができる。  
会員に**活動収入**より、活動補助費の一端として支払い可能な決算ができた場合、支給対象会員は次の要件を満たすものとする。  
イ) 当年度の総会日当日在籍する会員。ただし前年度から引き続き休会している会員を除く。

付則3 この会則は第7回総会(平成23年3月13日)において、一部改正して実施する。

以上